

留学生就職促進教育プログラム認定制度

背景

日本経済全体の活性化のため、幅広い産業で需要が高まる高度外国人材の獲得・定着が求められており、外国人材の活用は政府方針の柱の一つとなっている。
⇒外国人留学生の**日本国内での就職率を6割（国内進学者を除く）に引き上げることを目指す**

（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「教育振興基本計画」令和5年6月16日）、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」令和5年4月27日）

課題

- ①**日本の採用慣行や日本企業等での働き方の理解**
- ②ビジネスの世界で求められる**日本語能力**
- ③外国人留学生採用枠の拡大
- ④外国人留学生向け就職情報の充実
- ⑤外国人留学生用**インターンシップの充実**など

事業概要

外国人留学生に対する「日本語教育」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として提供する質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）を文部科学省が認定。当該プログラム修了者が就職活動において各大学が発行する修了証明書を提示することにより、外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進する。

日本語教育

- 取組に参画する各業界の需要や履修者の専攻分野、想定するキャリアパス等を踏まえ、**履修者が在学中に身に付けるべきビジネスコミュニケーション能力や日本語の能力水準を明確に設定し、対外的に明示できるようにすること。**

キャリア教育（日本企業論等）

- 一般的な企业文化の講習にとどまらず、**より実践的なキャリア教育を施すこと**により、学生のキャリアプランをしっかりとイメージさせる取組であること。
- 主として企業人による、日本企業・組織での働き方・キャリアパスの講習、日本企業・組織で働くことの意義に関する講義等を行っていること。加えて、想定するキャリアパス等を踏まえ、業界研究等の就職活動の支援を行っていること。

インターンシップ

- 国内企業等における**2週間程度以上のインターンシップを実施**していること。短期のインターンシップを複数回に分散して実施する場合は、国内企業等でのインターンシップ経験日数の合計が2週間程度以上となるものであること。
- 事前・事後指導を含めて1か月程度の期間が確保**されていること。

インセンティブと目標とする成果

- **外国人留学生受け入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の優先配分**の対象となる。
- **認定により、企業等における信用度向上、採用における留学生能力の把握を容易に**することができる。

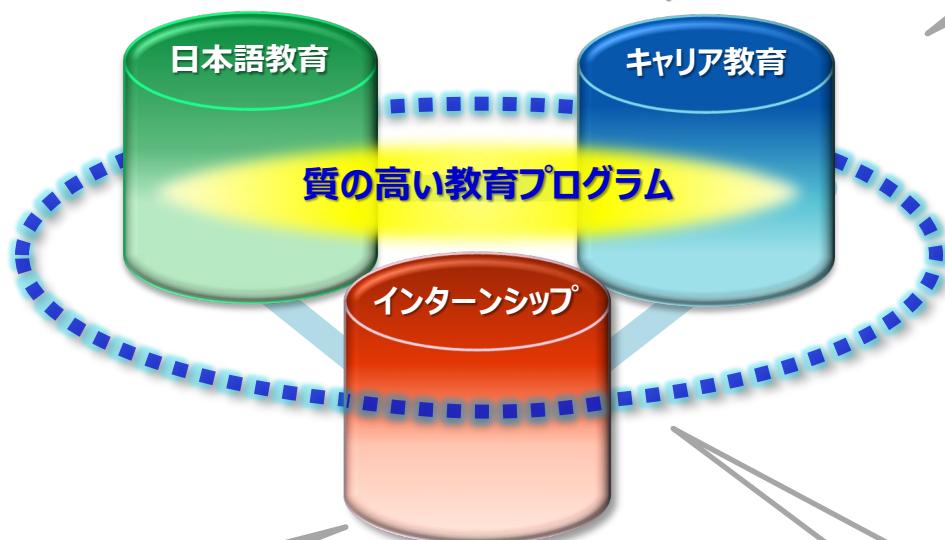
- **履修者のうち、修了者の割合が8割を超えること。（就職活動を開始する前までに、教育プログラムを修了させ、修了証明書を交付。）**
- 卒業・修了者のうち、我が国で就職を希望する者が、当該年度末までに**国内企業等の就職・内定を得た割合が5割を超えること。**

留学生就職促進教育プログラム認定制度

外国人留学生に対する「日本語教育」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として提供する質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）を文部科学省が認定。関係省庁との連携により、産業界における本制度の認知度を高め、修了証明書を持つ外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進する。

- 各業界の需要や履修者の専攻分野、想定するキャリアパス等を踏まえ、履修者が在学中に身に付けるべきビジネスコミュニケーション能力や日本語の能力水準を明確に設定し、対外的に明示できるようにすること。

- 企業と外国人留学生の間に生じるミスマッチを防ぐため、一般的な企業文化の講習にとどまらず、より実践的なキャリア教育を施し、学生のキャリアプランをしっかりとイメージさせる取組であること。
- 主として企業人による、日本企業・組織での働き方・キャリアパスの講習、日本企業・組織で働くことの意義に関する講義等を行っていること。
- 想定するキャリアパス等を踏まえ、業界研究等の就職活動の支援を行っていること。



- 外国人留学生が在籍する国公私立大学、短期大学（大学等と企業等により構成されるコンソーシアムも可）。
- 就職活動を開始する前までに、教育プログラムを修了させ、修了証明書を交付。
- 履修期間は概ね1～2年程度を想定。

- インターンシップを通じて、日本企業・組織における働き方や慣行等を経験。
- 国内企業等における2週間程度以上のインターンシップを実施。（短期のインターンシップを複数回に分散して実施する場合は、国内企業等でのインターンシップ経験日数の合計が2週間程度以上）。
- 事前・事後指導を含めて1か月程度の期間が確保されていること。
- インターンシップの実施に当たって、事前に受入れ企業等の協力が得られ、実施の意義や目的等が共有されているとともに、履修者数に対して必要な受け入れ先を確保。

有識者の審査を経て、文部科学省が認定

全国展開



留学生就職促進教育プログラムの履修イメージ

